ホ　ニに掲げる事務の結果成立した和解に基づく弁済の送金代行を受任する場合にあっては、当該事務を行うこと。
ヘ　過払金の返還請求を裁判上又は裁判外で行い、それを回収すること。
ト　第三条及び第四条に規定する事務並びにイからヘまでに掲げる事務に通常付随して行われる事務
2　弁護士は、受任した非事業者等任意整理事件については、次に掲げる場合その他の特段の事情がある場合であって、受任の際に定めた着手金の額が不相応となったときを除き、着手金を追加して請求し、又は受領してはならない。
一　債権者の数が着手金の金額を定めた時までに債務者から申告されていた数よりも増えたとき。
二　債権者からの請求訴訟に応訴し、又はその他の法的手続に対処して代理人となるとき。
三　受任の際に予想されなかった法律事務処理が必要となり、かつ、当該法律事務処理に相当の時間又は労力を必要とするとき。
四　第三条若しくは第四条に規定する事務又は前項第二号イからトまでに掲げる事務の処理に、受任の際に予想された程度を著しく超えて時間又は労力を必要とするとき。
3　弁護士は、任意整理事件の着手金を受領している場合には、当該事件の債権者に過払金返還請求をすることについて別に着手金を請求してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
一　過払金返還請求訴訟を提起する場合であって、その被告となるべき者が過払金の返還に応じない理由に相応の合理性があるとき。
二　過払金返還請求訴訟の判決に対して上訴を提起する場合
三　過払金返還請求訴訟の被告であった者に上訴を提起された場合
四　過払金返還請求権についての債務名義に基づき強制執行を申し立てる場合
（個別事務手数料等の規制）
第十一条　弁護士が、非事業者等任意整理事件について着手金を請求し、又は受領しているときは、前条第一項第二号イからトまでに掲げる個別の事務の処理（同号ホに掲げる事務の処理を除く。）に関して、着手金、手数料その他名目のいかんを問わず弁護士報酬（次条に規定する報酬金を除く。）を請求し、又は受領してはならない。
（非事業者等任意整理事件の報酬金）
第十二条　この条から第十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　解決報酬金　第十条第一項第二号ニの和解が成立したこと又は債権者からの請求を事実上免れるに至ったことについての報酬金であって、経済的利益に応じて算定する方式を採らないもの
二　減額報酬金　弁護士が受任した時点で債権者が主張していた債務について、それを減額させ、又は免れさせた場合に、その減額され、又は免れた債務の金額を経済的利益として、その経済的利益に応じて算定される報酬金
三　過払金報酬金　過払金を回収した場合に、その過払金の金額を経済的利益として、その経済的利益に応じて算定される報酬金
2　弁護士は、前項各号の報酬金のほか、非事業者等任意整理事件についての報酬金を請求し、又は受領してはならない。
3　弁護士は、非事業者等任意整理事件の報酬金の金額が、第一項各号の報酬金として次条から第十五条までの規定に従って算出した場合における上限の金額の合計額を超えないときは、前項の規定にかかわらず、報酬金を請求し、又は受領することができる。
（解決報酬金）
第十三条　弁護士は、非事業者等任意整理事件について解決報酬金を請求し、又は受領するときは、その金額を、債権者一人当たり、五万円を超えない範囲内で規則で定める上限の金額を超える金額としてはならない。
（減額報酬金）
第十四条　弁護士は、非事業者等任意整理事件について減額報酬金を請求し、又は受領するときは、その金額を、減額され、又は免れた債務の金額を経済的利益として、当該経済的利益に、十パーセント以下の範囲内で規則で定める割合を乗じた金額を超える金額としてはならない。
（過払金報酬金）
第十五条　弁護士は、非事業者等任意整理事件について過払金報酬金を請求し、又は受領するときは、その金額を、回収した過払金の金額を経済的利益として、当該経済的利益に、二十五パーセント以下の範囲内で規則で定める割合を乗じた金額を超える金額としてはならない。
（送金代行についての手数料）
第十六条　本会は、弁護士が任意整理事件で成立した和解に基づき割賦金を債権者に支払うことを代行する場合の手数料について、規則で定めるところにより、債務者の利益を図る目的で、その金額、算定方法その他必要な規制をすることができる。
（事件処理報告に関する規律）
第十七条　弁護士は、受任した破産手続開始申立事件及び民事再生手続開始申立事件について、裁判所から決定書その他これに準ずる書類を受領したときは、速やかに、その原本又は写しを債務者に交付しなければならない。
2　弁護士は、受任した債務整理事件（破産手続開始申立事件及び民事再生手続開始申立事件を除く。）について、和解契約書、調停調書その他の法律事務処理の結果を示す文書を作成し、又は受領したときは、遅滞なく、その原本又は写しを債務者に交付しなければならない。
3　弁護士は、受任した債務整理事件に関し、債権者が開示した取引履歴その他の重要な事項について報告又は説明をするときは、債務者に対し、自ら面談し、又は書面、ファクシミリ、電子メールその他これらに類する適当な方法によって行わなければならない。この場合においては、必要に応じて、当該事項に関して受領した文書、第二条第三号の引直し計算をした結果が記された書面その他の資料を示さなければならない。
4　弁護士は、受任した過払金返還請求事件について、過払金の返還を受けたときは、債務者に速やかに報告し、清算方法を協議した上、清算の結果を書面により報告しなければならない。
（広告に関する規律）
第十八条　弁護士は、債務整理事件に関する業務広告を行うときは、債務整理事件に係る報酬の基準を表示するように努める。
2　弁護士は、債務整理事件に関する業務広告を行うときは、依頼を受けるに際して受任する弁護士と面談する必要があることを表示するように努める。
3　弁護士は、専ら過払金返還請求を取り扱う旨を表示する等債務者が負担している他の債務の処理を行わずに過払金返還のみを行うことに不利益がないかのように誤認又は誤導するおそれのある業務広告を行ってはならない。
（解釈適用）
第十九条　この規程は、弁護士の職務が本来多様性と個別性を有することにかんがみ、弁護士の債務整理事件処理を不当に萎縮させることのないよう実質的に解釈し、適用しなければならない。
附　則
1　この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。
2　この規程の施行の際現に受任している債務整理事件の処理に関する事項については、なお従前の例による。
3　この規程は、この規程の施行の日から起算して五年を超えない範囲内において理事会で定める日に、その効力を失う。